

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業の 進捗状況について

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業は、本年5月の本委員会でのご報告以来、事業スケジュールに沿って作業を進めてまいりました。今回、施設の設計・建設、維持管理を行う「PFI事業①」について「実施方針」等を定めましたので、内容を説明いたします。

なお施設の運営を行う「PFI事業②」に関しては、「PFI事業①」の進捗に合わせて作業を行っております。

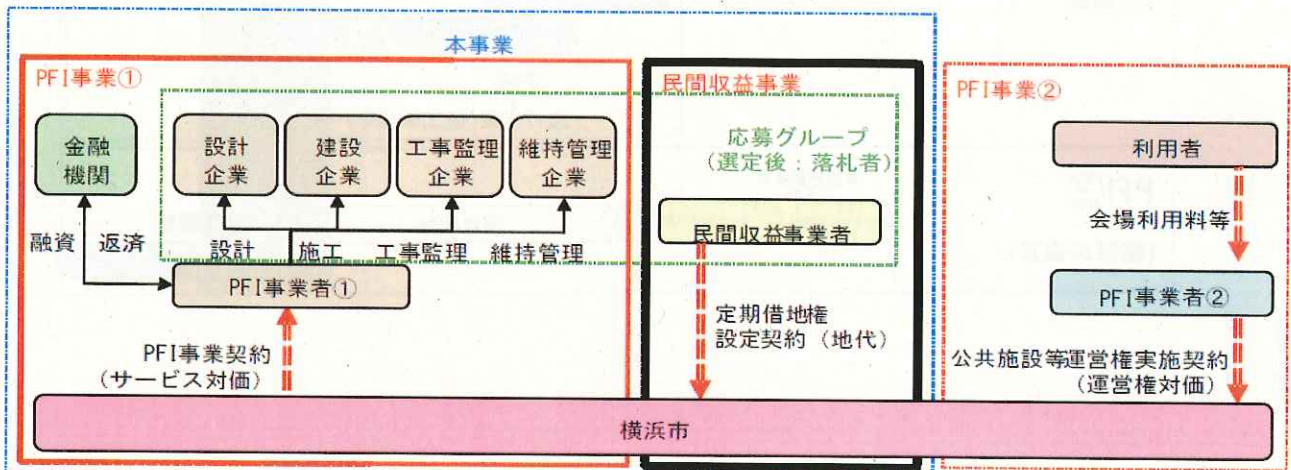
1 公表資料の内容

- ・公表資料は、「実施方針」「要求水準書(案)」「モニタリング基本計画(案)」です。
- ・民間事業者がPFI事業に参加するか否かを判断するための十分な検討時間をとれるよう、早い段階でこれらを公表するものです。
- ・「要求水準書(案)」、「モニタリング基本計画(案)」は、12月の入札公告までに確定し、改めて公表します。

公表資料の内容（概要）

(1)実施方針	… 事業のスキームを説明
<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする敷地は、20街区（約22,000㎡）を基本とし、周辺道路及び既存パシフィコ敷地との連携を想定した提案も可能。 ・事業期間は、設計・建設期間が平成28～31年度、維持管理期間が平成32～51年度（20年間） ・民間収益施設との定期借地権設定契約の期間は、20年以上とする。 ・民間収益施設の契約終了時は、原則として建物を解体し土地を市へ返却するが、市との協議により解体せず再契約することも可能。 ・ホテル運営者等は、複数の応募グループへ参加することが可能。 ホテル運営者等 … 応募グループを構成する法人のうち、MICE部分のSPCへ出資せず、かつ委託関係のない法人 	
(2)要求水準書(案)	… 提案に求める仕様等を記載
<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な会議開催にふさわしい仕様、設備 ・街づくり、環境、防災、地域活性化への配慮 	
(3)モニタリング基本計画(案)	… 事業実施中に状況を確認する方法について記載
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自己チェックを行い、結果を市へ報告する。市は必要に応じ現場確認を行う。 ・要求水準が満たされない可能性がある場合は、注意・勧告等、契約解除(設計・建設段階)、又は、サービスの対価の減額(維持管理段階)等を行う。 	

事業スキーム図



2 質問・意見の聴取

- ・事業者等からの質問・意見を、9月18日まで電子メールで受け付けています。
回答を10月中に本市ホームページ上で公表する予定です。
- ・いただいた意見等を踏まえて、要求水準書等の内容を変更する場合があります。

3 PFI事業②（運営事業）の概要

- ・20街区MICE施設は竣工後に本市の財産となるため、本施設の「運営権」は本市に属します。
PFI事業のコンセッション方式を採用することで、「運営権」を売却する予定です。
- ・運営権の売却先(運営者)には、(株)横浜国際平和会議場(パシフィコ横浜)を想定しています。

4 今後の予定

- ・今回公表した資料への質問・意見等を踏まえ、12月の入札公告に向けた検討を行います。
提案書の受付は平成27年6月、落札者決定は同年8月を予定しています。

(1) PFI事業①のスケジュール

平成26年10月	PFI法に基づく特定事業の選定
12月	入札公告
平成27年2月	競争参加資格確認申請書の受付
3～4月	有資格者との対話
6月	提案書受付
8月	落札者決定
12月	事業契約締結
平成32年4月	供用開始

(2) 全体のスケジュール

PFI事業	2013年度 H25年度	2014年度 H26年度	2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 H31年度	2020年度 H32年度	2021年度 H33年度
PFI① (BTO) (施設の設計・建設)		方針決定	PFI法定手続	設計(24か月)	契約締結(PFI事業開始)		7月～リハーサル ～9月オリンピック・ パラリンピック		
					先行作業(施工準備等)	工事(36か月)	試験	東京ビッグサイトや 東京国際フォーラム※ の需要を吸収。	
PFI② (施設の運営)		実施方針条例 設計要件整理	PFI法定手続		誘致開始			★供用開始	運営